

## 土壌汚染対策法に基づく手続きの無届事案について

市が発注した事業において、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更に関する事前届出が行われていない事案がありました。

### 1 土壌汚染対策法第4条に基づく届出の概要

3,000㎡以上の土地について掘削等の形質変更を行う場合は、着手の日の30日前までに知事に対して届出が必要です。

### 2 経緯

他自治体における、無届事案の発生を受け、本市において調査を実施した結果、下記のとおり無届の事案があることを確認しました。

### 3 無届の件数

平成27年度以降に実施した事業（完了事業含む）で、5件の無届事案がありました。なお、工事施工中の事案はありません。

	事業名	担当課
1	周南緑地整備事業	公園花とみどり課
2	永源山公園整備事業	公園花とみどり課
3	準用河川黒木川河川改修事業	河川港湾課
4	長穂支所・市民センター整備事業	地域づくり推進課
5	新中央スタンド等整備事業	ボートレース管理課

### 4 原因

法令に関する職員の認識不足。

### 5 今後の対応

- 無届事案については、届出先である周南健康福祉センターの指導に基づき適切に対応を行います。
- 以下の再発防止策により、届出の管理を徹底します。
  - ・ 土壌汚染対策法に基づく届出の再度周知徹底
  - ・ 年度当初における届出対象事業のリストアップ
  - ・ 工事発注時における設計書のチェックリストの改善

契約監理課  
入札制度改革・技術指導室  
TEL 0834-22-8822